

# 申告期限は3月16日(月) 市県民税・所得税の申告はお早めに

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」の受け付けが始まります

## 市県民税の申告

市県民税の申告会場と受け付け日程は左表のとおりです。住所地の区役所にある市税事務所市県民税課か税務課へ郵送することもできます。

申告が必要で、2月15日ごろまでに申告書が届かない人は、市税事務所市県民税課か税務課へ問を。

### 市県民税申告が必要な人

令和2年1月1日現在、市内に住所があり、令和元(平成31)年中に所得があった人。

### 【申告対象者の主な例】

- 事業所得や不動産所得がある人
- 令和元(平成31)年中に退職した人で、再就職していない人。
- 給与所得者で、令和元(平成31)年中に給与以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人。

● 令和元(平成31)年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、同年中に公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人。

● 雑損控除、医療費控除および寄附金控除額などを受けようとする人。

### 申告に必要なもの

- 申告書と印鑑。
- マイナンバーおよび本人確認書類(必要な書類は右下部分をご確認ください)。
- 所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票や給与支払証明書など)。
- 生命保険料・地震保険料・長期損害保険料の控除証明書、寄附金受領証明書、医療費明細書、国民健康保険・介護保険・国民年金等の領収書か控除証明書など。

### 申告が必要でない人

● 障害者控除対象者認定書、療育手帳など。

● 令和元(平成31)年分の「所得税」の確定申告をした人。

● 令和元(平成31)年分の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市役所に給与支払報告書が提出されている人(不明の場合は勤務先へ問を)。

● 令和2年度市県民税から適用される主な税制改正

● 都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)の見直し 令和元(平成31)年6月1日から、総務大臣がふるさと納税(特例控除分控除額の加算)の対象となる団体を指定

### 自宅で申告書の作成や市県民税額の試算ができます

市のホームページから所得の状況を入力し、市県民税申告書の作成や市県民税額の試算ができます。市のホームページ(アドレスは表紙参照の「くらしの情報」→「税・保険・年金」→「税」→「税目ごとに調べる」→「個人市県民税」→「申告・控除について」→「個人市県民税の試算と申告書の作成」をご覧ください。

問 財政局課税第一課 ☎582・2033へ。

### 市県民税についての問い合わせ(直通)

- 各区役所内の市税事務所市県民税課(※)または税務課
- ◆ 門司区 ☎331・0511
  - ◆ 小倉北区(※) ☎582・3360
  - ◆ 小倉南区 ☎951・1023
  - ◆ 若松区 ☎761・4182
  - ◆ 八幡東区 ☎681・5851
  - ◆ 八幡西区(※) ☎642・1458
  - ◆ 戸畑区 ☎881・2687

することとなりました。指定対象外の団体へ支出された寄附金については、特例控除分控除額の加算の対象にならず、所得税の所得控除および個人市県民税の基本控除の対象になります。

● 総務大臣が指定した団体は、総務省ふるさと納税ポータルサイトで確認できます。



QRコード

● 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の拡充 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居し、かつ、消費税率

### 所得税の確定申告

申告書の作成は、収入金額や控除金額を入力することで税額を自動で計算できる国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」が便利です。

令和2年1月1日から、2か所以上の給与所得がある人、年金収入や副業等の雑所得がある人なども、「確定申告等作成コーナー」のスマートフォン専用画面を利用できるようになりました。

「マイナンバーカード」とマイナンバーカード対応のスマートフォンを持っている人は、作成データをe-taxで送信できます。また、「ID・パスワード方式」の届出完了通知書に記載されたID・パスワードがあれば、マイナンバーカード対応のスマートフォンでなくてもe-taxで送信できます。

操作に関する質問は、「e-tax」作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901へ問を。 ※原則、下表の申告特設会場でも、自分のスマートフォンか会場のパソコンを操作して申告書を作成し

### マイナンバーについて

市県民税・所得税の申告手続きにマイナンバーの記載が必要です

マイナンバー制度の導入により、市県民税申告書(平成29年度分以降)や確定申告書(平成28年度分以降)の提出の際には、「マイナンバーの記載」+「本人確認書類の提示など」が必要です。

**平成29年度分(平成28年度分)以降の申告には、**

**マイナンバーの記載**

**+**

**申告者本人の本人確認書類の提示が写しの添付が必要です。**

※扶養親族等がいる人は、扶養親族などのマイナンバーの記載も必要です。

※本人確認書類の例

例1: マイナンバーカードを持つ人は、マイナンバーカードだけ

例2: マイナンバーカードを持たない人は、「通知カード」+「自動車運転免許証」や公的医療保険の被保険者証など

### 確定申告が必要な人

● 事業所得や不動産所得等がある人で、平成31年1月1日〜令和元年12月31日までの所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

● 給与所得者で、▼給与の収入金

### 事業や不動産貸付等を行う人

額が2000万円を超える人 ▼ 給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人。

事業や不動産の貸付等を行う全ての人は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

### 年金受給者で申告が不要な人

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。

### 所得税・消費税と贈与税の申告相談受け付け

対象地域	申告特設会場	受け付け日時
門司区 小倉北区 小倉南区	AIMビル3階 (小倉駅北側)	2月17日~3月16日の毎週月~金曜日 (2月24日(休)・3月1日(日)は開場) 9~16時
若松区	若松税務署 (若松区本町一丁目)	2月17日~3月16日の毎週月~金曜日 (土・日曜日、祝・休日は閉庁) 9~16時
八幡東区 八幡西区 戸畑区	八幡税務署 (八幡東区平野二丁目)	

※2月17日~3月16日は、門司・小倉税務署での申告相談は行っていません。  
※2月24日(休)・3月1日(日)については、全区AIMビル3階で申告相談を受け付けます。上記会場開設期間以外も各税務署で申告受付は行っていますが、会場開設期間中に比べて長時間お待ちする場合があります。

### 所得税などについての問い合わせ

- ◆ 門司税務署 ☎321・5831 (代表)
- ◆ 小倉税務署 ☎583・1331 (代表)
- ◆ 若松税務署 ☎761・2536 (代表)
- ◆ 八幡税務署 ☎671・6531 (代表)

※確定申告に関する情報は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。

【この特集に関するお問い合わせ】 財政局課税第一課 ☎582・2033